

国立大学法人東京外国語大学留学生 日本語教育センター学生委員会規程

（平成15年12月 4日）
規則第 5 0 号

改正 平成16年12月28日規則第241号 平成17年 6月 9日規則第33号

（設置）

第1条 留学生日本語教育センター（以下「センター」という。）に学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 留学生指導部所属教員
- (2) センター長の指名する者若干名

（任期）

第3条 前条の第2号に掲げる委員の任期は、2年とする。

2 委員に欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の中から選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（審議事項）

第5条 委員会は、センター留学生に係わる次の事項を審議する。

- (1) 授業外の諸活動、行事に関する事項
- (2) 賞罰に関する事項
- (3) その他厚生補導に関する事項

（会議）

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 委員会は、必要に応じ委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会に関する庶務は、留学生日本語教育センター係において処理する。

（細目）

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年12月4日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に選出される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成１６年１２月２８日から施行する。

附 則

この規程は、平成１７年６月９日から施行する。